

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	一般廃棄物の最終処分場の廃止に係る状況の確認	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
根 拠 条 項	第9条第5項	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請) 第5条の5の2 法第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 設置の場所 (3) 許可の年月日及び許可番号 (4) 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 (5) 埋立地の面積及び埋立ての深さ (6) 埋立処分の方法 (7) 埋立処分開始年月日 (8) 埋立処分終了年月日 (9) 悪臭の発散の防止に関する措置の内容 (10) 火災の発生防止に関する措置の内容 (11) ねずみの生息及び害虫の発生防止に関する措置の内容 (12) 地下水等(最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。第5条の10の2において同じ。)の水質の状況 (13) 埋立地の保有水等(最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。第5条の10の2において同じ。)の水質の状況 (14) 埋立地からのガスの発生の状況</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日(休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 標準処理期間は設定しない。 (法に定めがなく、事業規模によるばらつきが大きいため、標準処理期間を設定するのは困難である。)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>(15) 埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況</p> <p>(16) 埋立地の覆い（最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。第5条の10の2において同じ。）の概要</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>(1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 当該最終処分場の周辺の地図</p> <p>(3) 最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類</p> <p>(4) 当該申請の直前の2年以上にわたり行つた最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類</p> <p>(4)の2 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面</p> <p>(5) その他参考となる書類又は図面</p> <p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（第1条）</p> <p>3 法第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>(1) 最終処分場が、第1項（第1号、第2号並びに第5号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>(2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 前項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなるものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 前項第10号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。</p> <p>ロ 前項第10号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。</p> <p>(6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で2年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第1項第5号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。） 6月に1回以上</p> <p>ロ 前項第14号ハ(2)に規定する項目 3月に1回以上</p> <p>(7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。</p> <p>(8) 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつてい</p>
------	----	---

審査基準

基準

- ないこと。
- (9) 前項第17号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。
 - (10) 前項第17号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
 - (11) 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。